

訪問介護員(ホームヘルパー)は **介護**の専門職です!

介護保険 訪問介護(ホームヘルプ)サービスの
「対象になるもの」 「対象にならないもの」



家政婦さんとは違います!

介護保険の訪問介護員(ホームヘルパー)とは

介護福祉士・ヘルパー資格1・2級などの資格を有し、専門的な訓練を受けています。
ご本人に必要な介護サービスを居宅サービス計画(ケアプラン)、訪問介護計画に基づき提供します。
家政婦さんとは違いますので、「家事のすべて」を頼むことはできません。



サービス範囲は中ページをご覧ください。

※介護保険は40歳以上の方が納める介護保険料と税金によって運営されています。
このため介護保険のサービスの対象になるものには一定のルールが設けられています。

中野区

中野区役所 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号 電話番号 03-3389-1111(代表)

地域支えあい推進部 介護・高齢者支援課

介護保険のサービス対象になるもの

※下イラストは例示です

身体介護

食事や入浴、排せつなどの利用者の身体に直接触れる介助サービス。



排泄介助
(トイレやポータブルトイレの
利用の介助、おむつ交換)



食事の介助



服薬の介助



身体の清拭・入浴の介助



身だしなみの整容・洗面



着替えの介助・体位変換



通院・外出等の介助

○ 通所介護施設・介護保険施設の
見学・生活必需品の買い物 など

※外出介助は利用者の趣味趣向に
関わる外出への同行はできません
× 例えば、カラオケ・パチンコ・観劇・
お祭り・老人会への参加 など
お墓参り・冠婚葬祭は家族などが
介助することが原則です

どんな場合、身体介護が利用できるの？

身体介護はご本人が食事・入浴などの生活動作が出来ず、介助を必要とする場合にケアマネジャーの作成する居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられれば、世帯や家族の状況に関わらず、利用できます。

生活援助

利用者**本人が**主に利用する居室の清掃・本人の衣類の洗濯・本人のための調理などの日常生活の援助。



居室の掃除



薬の受け取り



洗濯



一般的な食事の準備
調理・後かたづけ



生活必需品の買い物

どんな場合、生活援助が利用できるの？

利用者が一人暮らしの場合で身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する家族等が障害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家族などによる家事が困難な場合にケアマネジャーの作成する居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられれば、利用できます。

× 介護保険のサービス対象にならないもの

※下イラストは例示です

- ・利用者本人以外のための行為
- ・ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為
- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為 は対象になりません。



利用者以外の者に係る
洗濯、調理、買物、布団干し



来客の応接
(お茶、食事の手配等)



主として利用者が
使用する居室等以外の掃除



自家用車の洗車・清掃



単なる見守り(留守番)や
話しのみの相手



草むしり・花木の水遣り
植木の剪定等の園芸



犬の散歩等ペットの世話



家具・電気器具等の
移動、修繕、模様替え



大掃除、窓のガラス磨き
床のワックス掛け



室内外家屋の修理
ペンキ塗り



正月、節句等のために日常より
特別な手間をかけて行う調理

介護保険の訪問介護(ホームヘルプ)サービスでは、家事のすべてをカバーすることはできません。



介護保険の支給の対象にならないものを頼みたい場合は、まずは担当ケアマネジャーに相談し、配食サービスの利用、ボランティアや地域の人の助けを借りることができないかなど検討しましょう。自費のサービス事業者を活用したり、シルバー人材センター(03-3366-7971)、有償ボランティア(ほほえみサービス 03-5380-0753)に相談しましょう。

① 利用者以外のための援助

例えば、同居する家族の食事の用意や洗濯など、利用者本人以外(家族、親戚、友人など)のための家事は介護保険のサービス対象になりません。

① 利用者が居宅にいない時の援助

例えば、病院へ通院介助し、診察が終わるまでにホームヘルパーのみが利用者宅に戻って、掃除や・洗濯などの家事をすることなどは、介護保険のサービス対象になりません。

① 医療行為

ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。担当ケアマネジャーに相談し、訪問看護サービスなどを利用しましょう。

例えば [胃ろうの処置・経管栄養・インシュリン注射
床ずれの処置など]

① 金銭・貴重品の取り扱い

預貯金の引き出しなど、金銭や貴重品の取り扱いをホームヘルパーに頼むことは **トラブルの原因** になりますので、できません。

本人の判断能力が低下し、預貯金の引き出しや支払いに困った場合は、中野区社会福祉協議会が実施する事業や制度がありますので、まずはご相談ください。

日常の金銭管理に不安のある方の相談は・・・

■ 地域福祉権利擁護事業(アシストなかの)

TEL 03-5380-6444

判断能力が低下した方の財産管理のご相談は・・・

■ 成年後見制度(中野区成年後見支援センター)

TEL 03-5380-0134



★生活必需品の買い物に使用する為に必要な金銭を一時的にホームヘルパーに渡す場合には、金銭管理台帳やノートに記入してもらい、レシート、領収書を必ずもらうようにするなど、トラブルにならないようにしましょう。

介護に関するお悩みは、まずケアマネジャーに相談しましょう。

介護保険の訪問介護（ホームヘルプ）サービスは、ケアマネジャーの作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って作成された訪問介護計画に基づき、ご本人に必要な介護サービスを提供します。

「最近、体調が悪いので、他の日もホームヘルパーに来てもらいたい」「今まで家族に入浴を介助してもらっていたけど、家族の介助が難しくなってきた」など介護に関する相談がある場合は、まずはケアマネジャーに相談して、自分の状況や希望を伝えるようにしましょう。



ケアマネジャーは介護の知識を幅広く持った専門家です。
訪問介護（ホームヘルプ）サービスだけではなく、
様々なサービスを組み合わせて
居宅サービス計画（ケアプラン）を作成してくれます。

※ご本人に必要な訪問介護（ホームヘルプ）サービスを利用すると、
かえってご本人の状態を悪化させる場合があります。

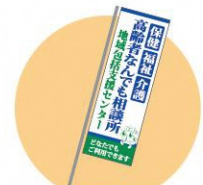


連絡先一覧

① あなたの訪問介護事業所（ホームヘルパー）の連絡先

② あなたの居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）の連絡先

③ あなたの担当地域包括支援センター連絡先



地域包括支援センターは
中野区の高齢者総合相談窓口です！

④ その他の連絡先